

年金制度の一元化に関するシミュレーション

川瀬晃弘

法政大学大学院 エイジング総合研究所

北浦義朗

(財)関西社会経済研究所

大阪大学大学院 経済学研究科博士後期課程

木村真

北海道大学 公共政策大学院

本稿の内容は全て執筆者の責任により執筆されたものであり、  
(財)関西社会経済研究所の公式見解を示すものではない。

# 年金制度の一元化に関するシミュレーション

川瀬 晃弘<sup>†</sup>

法政大学大学院エイジング総合研究所

北浦 義朗<sup>◇</sup>

(財)関西社会経済研究所、大阪大学大学院経済学研究科博士後期課程

木村 真<sup>‡</sup>

北海道大学公共政策大学院

2006年3月

---

本稿は、(財)関西社会経済研究所で2004年に開かれた「年金改革の影響の研究会」(主査：跡田直澄 慶應義塾大学教授)における成果(関西社会経済研究所, 2004)の一部を加筆・修正したものである。本稿の作成にあたって、本間正明教授(大阪大学)、跡田直澄教授(慶應義塾大学)、橋本恭之教授(関西大学)、前川聡子助教授(関西大学)より大変有益なコメントを頂戴した。記して感謝申し上げたい。本研究に対して大阪大学大学院工学研究科フロンティア研究機構「政策工学プロジェクト 税・財政改革の政策工学的研究」から助成を受けた。また、川瀬は、本研究に対して法政大学大学院エイジング総合研究所「高齢化に関する国際共同研究(日本、中国、韓国)プロジェクト」(文部科学省私立大学研究高度化推進事業)から助成を受けている。

<sup>†</sup> 連絡先：〒102-0071 千代田区富士見 2-17-1 法政大学大学院エイジング総合研究所、E-mail: kawase@ages.i.hosei.ac.jp

<sup>◇</sup> 連絡先：〒530-6691 大阪市北区中之島 6-2-27 中之島センタービル 29 階 (財)関西社会経済研究所、E-mail: kitaura-y@kiser.or.jp TEL: 06-6441-0550 FAX: 06-6441-5760

<sup>‡</sup> 連絡先：〒060-0809 札幌市北区北 9 条西 7 丁目 北海道大学公共政策大学院、E-mail: skimura@hops.hokudai.ac.jp

## 概要

本稿では、年金制度の一元化による年金保険料水準と国民負担への影響を、三つのケースに分け、シミュレーション分析により明らかにした。これにより、年金制度の一元化によって保険料率や国民負担率といった全体の負担の姿がどのようなものになるのかを提示し、世帯類型間格差の問題などを分析するための基本的なデータを提供する。結果をまとめると次のようになる。

ケース として、給付水準を 2004 年改正と同水準のまま、基礎年金制度を一元化し全被保険者に基礎年金の保険料負担を求める場合を想定した。このとき、全被保険者が負担する基礎年金の最終保険料月額 は 17,395 円（平成 16 年価格）となり、2004 年改正の国民年金の最終保険料月額 16,900 円（同）と比べて高くなる。これは、拠出金制度の廃止により、一部の第 2 号被保険者が実質的に基礎年金給付分を多く負担していた分を、全ての被保険者が広く負担するためである。そして、厚生年金の最終保険料率は、基礎年金への拠出金負担がなくなるため、2004 年改正の 18.3% から 13.137% に下げられる。潜在的国民負担率をみると、2015 年度は 54.7%、2030 年度は 64.4% になり、2004 年年金改正の場合とほぼ同じ水準となる。このケースは、基礎年金の負担の構成を変えるもので、経済全体の負担を変えるものではないためである。

ケース として、基礎年金の一元化に加えて、国民全員に現行の 2 階部分と同水準の給付を行う、所得などに比例する年金制度を導入する場合を想定した。保険料水準をみると、所得等比例年金の最終保険料率は 13.987% となり、厚生年金に加入していた者は、ケース と比べて保険料率にして 0.85% 程度負担が重くなる。これは、新しく所得等比例年金に加入した者について、将来の給付に備えて積立金を形成していく必要があり、そのための費用を国民全体で負担するためである。基礎年金の最終保険料月額はケース と同じ、17,395 円（平成 16 年価格）である。潜在的国民負担率をみると、2015 年度は 56.7%（ケース より 2.0% 増）、2030 年度は 66.6%（同 2.2% 増）となる。これは、自営業主などにも、現行の被用者年金と同じ水準の給付を受けられる、所得等比例年金への加入を義務付け保険料負担を求めたためである。

ケース として、所得等比例年金を導入した上、1 階部分を消費税増税による全額税方式の最低保障年金へ移行する場合を想定した。必要な消費税の増税幅は 2017 年度で 4.75% ポイントとなり、所得等比例年金の最終保険料率は、消費税増税分の物価スライドによる給付増をまかなうため、ケース より高く 14.095% になる。潜在的国民負担率をみると、所得等比例年金の最終保険料率がケース より若干高くなるため、2015 年度は 56.8%（ケース より 0.1% 増）、2030 年度は 66.7%（同 0.1% 増）とわずかに増加する。

## 1. はじめに

2004年に、5年に一度の年金の財政再計算が行われ、年金制度の改正が行われた。しかし、その改正直後から新たな年金制度の改革の議論が始められた。特に、職域によって異なる現行制度を全国民に共通の制度へと一元化する議論が活発になされている<sup>1</sup>。わが国の年金制度は職域ごとに創設・発展して来たという経緯があり、このため現行制度には職域間の基礎年金に係る負担の違いや報酬比例部分の違いが存在している。このような年金制度が抱え続けてきた問題が2004年の年金改正でも解決されず、その解決策の一つとして、国民年金、厚生年金、各種共済に分立している制度の一元化が期待されている<sup>2</sup>。

制度の一元化は年金制度改革の長年の課題であり、実現すれば非常に大規模な改革となる。これを具体的な制度設計とともに、職域間で異なる年金制度がどのように変わるのか、世帯類型間の格差が解消されるのか、解消されるとしたらどの程度解消されるのかといった改革の影響を分析し議論することが、非常に重要となる。

このような、年金制度の一元化の影響を年金財政に焦点を当てて分析した研究はそれほど多くない<sup>3</sup>。先駆的な研究として八田・小口(1999)がある。この研究では、厚生省(当時)の年金財政再計算結果が再現可能な年金数理モデル(大阪大学・専修大学年金予測(OSU)モデル)を開発し、新たな年金制度を提言している。その提言では、年金制度を全て積立方式へ変更、国民年金保険料を廃止して年金目的税を新設、厚生年金(共済)の保険料の引き下げなどを提言している。しかし、国民年金保険料を廃止して年金目的税を新設することで、基礎年金制度の一元化については言及があるものの、自営業主やパート労働者への所得などに比例した年金制度への適用については言及がない。

駒村(2005)は、年金数理型の年金予測モデルを開発し、年金制度を民間の正規労働者、公務員、民間の非正規労働者、自営業主などが加入する一元化された所得比例年金(保険料率19%：給付は生涯平均所得の42%)と全額税方式による最低保障年金の導入に関するシミュレーションを行っている。しかし、年金制度の一元化後の姿は明確に描かれているものの、現行制度からの移行時の姿が、特に基礎年金から最低保障年金への移行の姿が明

---

<sup>1</sup> 2004年7月に「社会保障の在り方に関する懇談会」が設置され、同年8月には、経済財政諮問会議において一元化の類型が示された。2005年4月からは、年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議(年金改革両院合同会議)が設置され、与党でも年金制度改革協議会で議論されている。

<sup>2</sup> 筆者らの2004年年金改正の評価については、川瀬・北浦・木村(2004)、川瀬他(2005)を参照のこと。

<sup>3</sup> 年金制度の分析には、年金数理モデルの他に世代重複モデルを用いた数値計算によって分析したものも多い。代表的なものに以下のものがある。小塩(1999)は、定常状態での年金の民営化の経済厚生に与える影響について分析を行っている。伊藤(2002)は、賦課方式から積立方式への移行の影響を経済厚生と教育水準について分析を行っている。Okamoto and Tachibanaki(2002)は基礎年金や報酬比例年金を消費税や(累進)支出税でまかなう場合の経済厚生に与える影響について分析を行っている。麻生(2005)は、賦課方式から積立方式への移行にどの程度の期間をとればよいのかに、特に注目して分析を行っている。

確に描かれていない。

年金制度の一元化にはパート労働者への厚生年金などへの適用拡大の問題が含まれる。山本 (2003) は、パート労働者などの短時間労働者への厚生年金適用拡大が年金財政に与える影響を、年金数理モデルを用いて分析を行っている。この研究では、短期労働者への厚生年金適用拡大によって、短期的には保険料収入の増加により年金財政が好転するものの、将来的には適用拡大の対象者への給付が増えることにより、年金財政が悪化し、積立金が減少していくことを示している。しかし、厚生年金の短期労働者への適用拡大による年金財政の悪化を避けるために、どの程度の保険料が必要であるのかが示されていない。

これらの先行研究は、全国民に所得などに比例する年金制度の導入を分析していないものや、移行期の制度設計を考慮せずに分析したものであった。また、年金制度の一元化として考えられるいくつかの姿を比較して分析を行っているわけではない。そこで本稿では、具体的な年金制度の一元化の姿を移行期を含めて示し、年金数理型のモデルによる年金財政のシミュレーション分析を行った。具体的には、基礎年金を一元化するケース、さらに国民全員に所得等に比例する年金を導入するケース、基礎年金を消費税を財源とする最低保障年金制度へ転換するケースの三つのケースを取り上げた。このシミュレーションにより保険料率や国民負担率といった全体の負担の姿がどのようなものになるのかを提示し、世帯類型間格差の問題などを分析するための基本的なデータを提供する。

本稿の構成は以下のとおりである。第 2 節では、なぜ年金制度の一元化が必要であるかについて論点整理を行う。第 3 節では、第 2 節を受けて設定した三つの年金制度の概要について述べる。第 4 節では、シミュレーション方法について解説し、年金会計の姿を示しながら計算方法を説明する。第 5 節では、シミュレーション結果について述べる。第 6 節では、本稿のまとめと今後の課題について言及し本稿のむすびとする。

## 2. 年金制度一元化の必要性

### 2.1. 2004 年年金改正で残された課題

現行制度を概観した上で、年金制度の一元化との関連から 2004 年年金改正で残された課題を指摘する。

#### < 図 1 現行の年金制度と年金一元化のイメージ 挿入 >

図 1 は、現行の年金制度の概略と、後述する本稿での年金制度の一元化の姿を図で示したものである。図 1 にあるように、現行の年金制度は、全国民共通の国民年金 (基礎年金) からなる 1 階部分と、その上に報酬比例の 2 階部分が存在するという 2 階建ての制度となっている。そして、自営業主やパート労働者などは国民年金のみに加入し、民間企業の正規の被用者は厚生年金と国民年金、公務員などは各種共済と国民年金の両制度に同時に加入する、という職域によってそれぞれ異なる制度に加入するしくみとなっている。被保険

者については、20歳から60歳未満の自営業者などを第1号被保険者、厚生年金・各種共済に加入している者を第2号被保険者、第2号被保険者の被扶養配偶者を第3号被保険者と呼んでいる。

基礎年金の給付に係る負担は、職域や就業形態などによって異なった制度となっている。自営業主・パート労働者などの第1号被保険者は、国民年金保険料として定額の負担をしている。民間企業の正規の被用者や公務員などの第2号被保険者は、定率の保険料の一部をそれぞれ厚生年金・各種共済から拠出するという形で負担をしている。そして、被扶養配偶者は、その夫または妻の職域によって負担が異なっている。自営業者など（第1号被保険者）の被扶養配偶者は自身も第1号被保険者となり定額の国民年金保険料を負担しているのに対し、民間企業の正規の被用者など（第2号被保険者）の被扶養配偶者は第3号被保険者となり、自身では保険料負担をせず、拠出金制度を通じて第2号被保険者全体で負担している。また保険料の徴収方法も、第1号被保険者は金融機関などを通じて被保険者自ら納付、第2号被保険者は源泉徴収、と異なった制度となっている。

一方、基礎年金の給付は、職域に関係なく共通で、全ての受給者について保険料の納付期間に応じてなされる。

2階部分（報酬比例）については、民間の正規の被用者は厚生年金、公務員などは各種共済、と職域ごとに分立した制度へ加入し、保険料を納め、給付を受けている。保険料負担と給付水準についても、基本的に厚生年金・各種共済のそれぞれの制度で決められており、報酬比例部分の給付と負担について異なる制度となっている<sup>4</sup>。また、国民年金のみに加入している自営業主やパート労働者などは、定額の基礎年金のみ給付が受けられ、報酬比例部分に当たる年金給付がない。

このような年金制度について、2004年年金改正でも解決されなかった問題として大きく三つを指摘することができる<sup>5</sup>。第一に、基礎年金の給付に係る負担について、職域間や世帯類型間の違いが解消されていないという点である。具体的には、(1) 職域によって定額負担である者（第1号被保険者）と定率負担の一部である者（第2号被保険者）が混在している、(2) 被扶養配偶者について、その夫もしくは妻の職域によって、第1号被保険者として定額負担する者と第3号被保険者として自身は負担しない者が混在している、(3) 第3号被保険者分の国民年金保険料は拠出金制度を通じて第2号被保険者全体で負担しており、結果として共働きや独身の第2号被保険者がより多く負担している、という問題である<sup>6</sup>。基礎年金の給付の制度は統一されているにもかかわらず、このように負担の制度が

<sup>4</sup> 例えば、2005年10月時点の厚生年金の保険料は14.288%であるが、地方公務員共済は13.738%と異なっている。

<sup>5</sup> 2004年年金改正の残された課題として、本稿で取り上げない重要な論点として年金制度の持続可能性の観点などがある。これらの点については、川瀬他（2005）を参照のこと。

<sup>6</sup> 第3号被保険者については、第3号被保険者であるには被扶養者である必要があり、被扶養者のままでいるために労働時間を調整し収入を抑えるといった労働供給に影響を与えている（130万円の壁）、という問題も指摘されている。安部・大竹（1995）、赤林（2001）等

職域間や世帯類型間で異なっていることについては、2004 年年金改正ではまったく改善されなかった。

第二に、国民年金の未納・未加入の問題が指摘できる。これは、第 2 号被保険者は保険料を源泉徴収されるのに対して、第 1 号被保険者は国民年金保険料を金融機関などを通じて被保険者自ら納付することに起因する。この問題に対しては、2004 年改正では、国民年金保険料の免除が 2 段階から 4 段階に変更されたことや、所得税の確定申告の際に国民年金の保険料納付証明書が必要になるなどの対応がなされたものの、2005 年 10 月末現在の国民年金保険料の納付率は 61.2%（前年比 + 1.0%）に過ぎず<sup>7</sup>、十分な対応がなされたとはいえない。

最後に、報酬比例部分が職域や就業形態によって異なった制度になっているという点である。すでに述べたように、自営業主やパート労働者といった国民年金のみに加入している者は 2 階部分の年金制度がなく、被用者の 2 階部分の制度は厚生年金、各種共済に分立している。このように職域や就業形態の違いによって、報酬比例部分の年金制度が異なり・分立しているのは、各制度の創設からの歴史的な経緯によるものである。しかし、就業形態の多様化や雇用の流動化が進むと<sup>8</sup>、特定の職域だけの年金制度を維持することは困難となる可能性がある<sup>9</sup>。また、様々な年金制度に加入・脱退する者が増え事務作業が煩雑になるおそれもある。この問題についても 2004 年改正において、ほとんど改善策が示されなかった。

現行の年金制度が抱えるこのような問題点に対する解決策として議論されているのが、制度の一元化である。

## 2.2. 対応策としての一元化

年金制度の一元化の議論は、大きく二つの論点に分けられる。一つは 1 階部分の一元化であり、いま一つは 2 階部分の一元化である。

1 階部分の一元化とは、職域間の基礎年金に係る負担の違いへの対応策として、基礎年金の保険料負担を全ての国民で同じ制度にし、基礎年金制度の完全な一元化を図ろうとするものである。その負担の一元化を図る場合に、現行の社会保険方式を維持するのか、税方式とするのか二つの方法が考えられる。現行制度を維持するのであれば、社会保険方式で全被保険者に定額の保険料負担を求めることになる。一方、税方式を採るのであれば、現行の国民年金保険料を廃止し、全額国庫負担による基礎年金制度を構築することになる。

---

を参照。

<sup>7</sup> 社会保険庁『国民年金保険料の納付率について：平成 17 年 10 月末現在』より。

<sup>8</sup> 厚生労働省『平成 15 年 就業形態の多様化に関する総合実態調査』によれば、正社員の割合は平成 11 年調査に比べて 7.1% 減り 65.4% となり、非正社員の割合が同率増え 34.6% となっている。雇用の流動化については、内閣府『平成 15 年版 国民生活白書』において若年者の転職が増えている現状の分析がなされている。

<sup>9</sup> 農林漁業団体職員共済組合は 2002 年に厚生年金に統合された。

税方式を採用の場合は、未納・未加入の問題そのものが概念上なくなることになる<sup>10</sup>。

2 階部分の一元化とは、現行の厚生年金や各種共済制度を統合し、自営業主やパート労働者などにも加入を義務付け、全員加入の所得等に比例する年金制度の導入を図ることである。このことによって、職域・就業形態間で 2 階部分の年金制度が異なるという問題へ対応することができる<sup>11</sup>。

このように、年金制度の一元化は、現行の年金制度の抱える問題点を解決する手段として捉えられるわけだが、その具体的な姿を、次節以降でシミュレーションを行うことによって示していく。

### 3. 年金制度一元化の姿

本節では、前節で述べた問題点を解消する三つの年金制度一元化後の姿の概要を説明する。

まず、職域間・世帯類型間で基礎年金に係る負担が異なることへの対応策として基礎年金の一元化を図り、全被保険者に定額の保険料を課すケースである。次に、基礎年金の一元化に加え、職域・就業形態によって 2 階部分の年金制度が異なるという問題への対応策として、所得等に比例する年金を全国民に導入するケースを考える。最後に、所得等に比例する年金を全国民に導入した上で、基礎年金を消費税を財源とする税方式の最低保障年金に転換するケースである。

以上の三つのケースを簡単にまとめると次のようになる。

#### ケース（基礎一元化）

基礎年金制度を完全に一元化し、全被保険者から定額の保険料を徴収するケース。

#### ケース（基礎・所得比例一元化）

ケースに加え、全国民に所得等比例年金を導入するケース。

#### ケース（最低保障年金・所得比例一元化）

ケースの定額保険料部分を消費税による負担に切り替え、基礎年金を全額税方式に転換するケース。

図 1 は、以上の年金制度を一元化した場合の姿を主に負担の面から図示したものである。

<sup>10</sup> ただし、所得税における所得補足の問題や消費税における益税の問題など、新たに財源とする税目のもつ固有の問題は残る。

<sup>11</sup> 全国民に所得等に比例する年金を導入する場合、論点になるのは保険料の賦課ベースである。現行の厚生年金等は収入である「報酬」に保険料が課されているが、雇用者以外の自営業主などに保険料を課す場合は収入から各種控除を差し引いた「所得」によらざるを得ない。このときに、賦課ベースを所得に統一するのが、あるいは統一せずに賦課ベースが異なることを許容するのが検討材料となる。年金制度を一元化した場合の保険料賦課ベースについては、跡田他（2005）を参照。

### 3.1 ケース Ⅰ：基礎年金一元化

このケースは、給付面では既に一元化が図られている基礎年金について、負担面を一元化するケースである。図1にあるように、次期財政再計算年度である2009年度から、基礎年金保険料として現行の第2号被保険者と第3号被保険者にも定額の保険料負担を求める。このとき、厚生年金と各種共済から基礎年金へ拠出する制度は廃止し、その分の報酬比例部分の保険料率を引き下げる。事業主負担は報酬比例部分のみとし労使折半する。国庫負担は2004年改正と同じ負担割合（2009年度以降、国庫負担2分の1）を維持するものとした。

年金給付額については、従前の2004年年金改正による給付を維持するものとし、それにあわせて厚生年金と各種共済の給付乗率が調整される。

このケースでは、基礎年金の負担面を完全に一元化することにより、職域・世帯類型間の基礎年金に係る負担の違いを解消することができる。

### 3.2 ケース Ⅱ：基礎・所得比例一元化

図1にあるように、ケースⅡは、ケースⅠと同じく2009年度に基礎年金を完全に一元化した上で、自営業主やパート労働者、高齢の労働者などにも厚生年金と各種共済を統合した所得等比例年金への加入を求めるケースである。所得等比例年金の保険料は、被用者については事業主との折半とし、自営業主に関しては全額自己負担とする。被用者の保険料の賦課ベースは現行制度と同様に標準報酬とし、自営業主の保険料賦課ベースは税法上の所得とした。新たに所得等比例年金に加入した自営業主などの年金給付は、2004年改正における被用者の報酬比例部分（2階部分）と同じ水準となるように設定し、被用者でも自営業主でも同じ保険料を納めた者は同じ給付が受けられる制度とする。支給開始年齢は、現行制度と同じく65歳とした。

このケースでは、ケースⅠと同様に、基礎年金の負担面を完全に一元化することにより、職域や世帯類型間の基礎年金に係る負担の違いを解消することができる上に、所得等比例年金を全国民に導入することで、職域や就業形態による2階部分の年金制度の違いを解消できる。

### 3.3 ケース Ⅲ：最低保障年金・所得比例一元化

ケースⅢは、ケースⅡの所得比例一元化とともに、2009年度に定額の基礎年金保険料を廃止し、税を財源とする最低保障年金を導入するケースである。税目は消費税とし、税率はケースⅡで予想される基礎年金の保険料収入がまかなわれるように設定される。所得等比例年金については、ケースⅡと同じ制度とする。

このケースでは、基礎年金の負担面を税方式にすることにより、ケースⅡと同じく職域や世帯類型間の基礎年金に係る負担の違いを解消することができるのに加えて、未納・未

加入の問題については、その概念自体がなくなることになる。そして、所得等比例年金を全国民に導入することで、職域や就業形態による 2 階部分の年金制度の違いを解消できる。

#### 4. シミュレーション方法

前節で説明した年金制度の一元化の三つのケースについて、保険料がどのような水準になるのか、国民負担はどのように変化するかについてシミュレーション分析を行う。本節ではそのシミュレーションの方法について説明する。シミュレーションを行うための基本モデルは、川瀬他 (2005) を元に拡張させたものである。川瀬他 (2005) のモデルの特徴は以下のとおりである。

- ・ 国と地方を合わせた政府を想定し、社会保険制度を担う社会保障部門とそれ以外の財政収支を担う財政部門で構成。
- ・ 社会保障部門は年金、医療、介護、その他の社会保険で構成され、それぞれ保険料と給付について将来推計が行われる。
- ・ 年金については、厚生年金と各種共済をあわせた被用者年金会計と国民年金会計<sup>12</sup>ごとに収支計算を行う。各会計とも収入の内訳は主に保険料、公費や運用利回り、支出の内訳は主に給付費や基礎年金拠出金となっている。収支差は積立金としてストックされる。2004 年年金財政再計算の結果が再現されている。
- ・ 財政部門はフローの歳入・歳出、ストックの公的債務残高からなる。歳入は租税・税外収入・公債収入、歳出は社会保障関係費・公債費・その他の歳出で構成される。社会保障部門への公費負担は社会保障関係費に含まれる。また公債収入から償還費を差し引いた純増分が、公的債務残高としてストックされる。

図 2 は、シミュレーションモデルの概要を示したものである。

#### < 図 2 シミュレーションモデルの概要 挿入 >

本稿では、川瀬他 (2005) のモデルを年金部門について拡張を行い、各ケースのシミュレーションを行う。拡張を行うにあたって、現行制度と各ケースとの間の保険料負担の比較を行うために、全てのケースで現在被用者年金に加入している者の給付額を 2004 年年金改正と同じであることとした。本稿で拡張したポイントは以下のとおりである。

まず、基礎年金の完全一元化に伴い、以下の 2 点を拡張した。

- ・ 全被保険者が負担する定額の基礎年金保険料を導入し<sup>13</sup>、新設する基礎年金会計に繰

<sup>12</sup> 後述する国民年金特別会計の国民年金勘定と基礎年金勘定を統合したもの。

<sup>13</sup> 基礎年金制度を一元化することにて、国民年金保険料は基礎年金保険料と名称を変更する。

入れた。

- ・ 被用者年金会計を報酬比例部分の給付と負担を管理する会計とした。

次に、所得等比例年金の導入に伴い、以下の3点を拡張した。

- ・ 自営業主・パート労働者などの就業形態別の就業者数の将来推計を行った。
- ・ 就業形態別の所得等の将来推計を行った。
- ・ 従来 of 被用者年金会計を、自営業主などの所得比例年金も管理する所得等比例年金会計とした。

また、全額税方式の基礎年金制度の設立に伴い、以下の1点を拡張した。

- ・ 必要な消費税率を求め、最低保障年金会計を設置した。

経済前提・医療保険部門・介護保険部門・財政部門の設定については、川瀬他(2005)と同じとした。表1は、シミュレーションの基本設定についてまとめたものである。

#### <表1 シミュレーションの基本設定 挿入>

以下では、現行の年金会計の制度、基礎年金を一元化した場合の計算方法、所得等比例年金の計算方法、最低保障年金の消費税の計算方法について具体的に述べる。

#### 4.1. 現行制度の年金会計

本節では年金会計間の資金の移動について言及することが多くなるため、現行の年金の会計制度の概略を述べておく。図3は、年金会計のイメージ図をまとめたものである。

#### <図3 年金会計のイメージ図 挿入>

現行制度のもとでは、自営業主などの第1号被保険者の国民年金保険料は、国民年金特別会計の国民年金勘定に入れられる。この国民年金勘定には、さらに基礎年金給付の国庫負担分が一般会計より繰入れられる。それらを財源に、基礎年金給付の財源を基礎年金勘定に拠出し(基礎年金拠出金)基礎年金勘定から基礎年金が給付される。また、国民年金勘定からも寡婦年金などの国民年金独自の給付が支給されている。国民年金勘定の収支残は、積立金として国民年金勘定に形成され、その運用収入とともに同勘定からの将来の支出の財源となる。

被用者の保険料は厚生年金特別会計や各種共済に振り込まれる。ここでも先の国民年金勘定と同様に、厚生年金特別会計などに基礎年金給付の国庫負担分が一般会計より繰入れられた上で、基礎年金勘定に基礎年金拠出金として拠出される。厚生年金特別会計などからは報酬比例部分の給付が行われる。

#### 4.2. 基礎年金一元化の計算方法

ケース の基礎年金を完全に一元化した場合は、第一に、全ての被保険者から定額の基礎年金保険料を徴収して基礎年金の給付を行う基礎年金会計の計算が必要となる。この基礎年金会計は、現行制度における国民年金特別会計基礎年金勘定を単独の会計として独立させた上で、名称を変更したものとなる。第二に、従来 of 被用者年金会計からの基礎年金への拠出を廃止し、報酬比例部分の給付を行う被用者年金会計の計算が必要となる。

##### 4.2.1. 基礎年金会計の計算方法

図 3 にも示したように、ケース では、被用者年金からの拠出金を廃止し、全ての被保険者が定額の基礎年金保険料を直接、基礎年金会計に払い込み、そこから基礎年金の給付を受ける形になる。制度変更がなされる 2009 年度の基礎年金保険料月額、2004 年年金改正での 2009 年度の国民年金保険料月額と同じ水準であるとする。

基礎年金の保険料収入は被保険者総数に保険料月額を掛け、さらに 12 を掛けたものとなる。このときの被保険者総数は、川瀬他 (2005) で推計した各号別の被保険者数の合計である。基礎年金の一元化後はこの区別がなくなるが、計算上は現行制度が続いた場合に加入する制度ごとに分けた。表記上は、現行制度が続いた場合に加入する制度に合わせて、旧第 1 号被保険者、旧第 2 号被保険者、旧第 3 号被保険者とする。

##### 【保険料収入】

$$\text{基礎年金保険料収入} = (\text{旧第 1 号被保険者数} + \text{旧第 2 号被保険者数} + \text{旧第 3 号被保険者数}) \times \text{基礎年金保険料月額} \times 12 \text{ ヶ月}$$

基礎年金の給付は、全ての被保険者について 2004 年年金改正と同じ給付が行われるとする<sup>14</sup>。

新たな基礎年金保険料月額は、上記のように決まった給付のもとで、基礎年金会計の積立度合が 2100 年度に 1 になるように、2010 年度から 2017 年度までの毎年の保険料月額の上昇幅を計算した。その際、基礎年金会計の積立金は旧制度の国民年金会計の積立金<sup>15</sup>を受け継ぐと考えた。

##### 4.2.2. 被用者年金会計の計算方法

基礎年金制度を完全に一元化した場合は、図 3 にあるように被用者年金は基礎年金への拠出金がなくなり、報酬比例部分の給付を行う年金となる。被用者年金の保険料は、報酬

<sup>14</sup> 寡婦年金等の国民年金の独自給付は、基礎年金会計から国民年金特別会計に拠出金の形で繰出して給付を行う。

<sup>15</sup> 注 12 にあるよう本稿のモデルでは国民年金勘定と基礎年金勘定を統合して国民年金会計としており、国民年金会計の積立金は国民年金勘定の積立金がそれにあたる。

比例の年金給付に対応する部分のみとなり、それまで基礎年金の財源として拠出していた分の保険料率が2009年度に引き下げられることになる。その引き下げ幅は、2009年度における被用者年金からの基礎年金拠出金総額（国庫負担額を除く）と被用者年金の保険料総額の比率から計算を行った。

【基礎年金拠出金廃止に伴う被用者年金の保険料引き下げ幅】

保険料率引き下げ幅 = 2004年改正のもとでの2009年度の保険料率<sup>16</sup> × (被用者年金からの基礎年金拠出金総額(国庫負担を除く) / 被用者年金の保険料総額)

新しい被用者年金の給付は、従前の制度の報酬比例部分と同じ給付がなされる。そして、収入と支出の差額が積立金として形成されることになる。被用者年金の保険料率は2010年度以降、毎年同じ率だけ引き上げられ2017年度以降は固定されるものとした。2017年度までの引き上げ幅は、被用者年金の積立度合が2100年度に1になるように計算を行った。

#### 4.3. 所得等比例年金の計算方法

所得等比例年金の導入に関するシミュレーションを行うには、自営業主・パート労働者などの就業形態別の就業者数の将来推計、就業形態別の所得等の推計、所得等比例年金の給付と負担の推計などを含めた所得等比例年金会計の推計が新たに必要となる。以下では、それらを順に説明する。

##### 4.3.1. 就業形態別就業人口の将来推計

所得等比例年金の新たな被保険者数と将来の年金受給者を推計するために、就業形態別の就業人口の将来推計が必要となる。そこで、総務省『平成14年就業構造基本調査』を元に、2003年度から2100年度までの就業者数を年齢別（16～100歳）・男女別・就業形態別（自営業主、家族従業員、専従者、パート・アルバイト労働者）別に推計した。推計方法は以下のとおりである。

【労働力人口】

2025年度までは「年齢階級別労働力人口の推移と見通し（厚生労働省職業安定局推計（平成14年7月）」<sup>17</sup>を用い、それ以降は労働力率が2025年度の水準で一定として、将来推計人口（中位推計）に労働力率を掛けて推計した。

<sup>16</sup> 厚生年金の場合15.522%となる。2004年改正のもとでは年度途中の10月に保険料率が引き上げられるため、15.350%(2008年10月)と15.704%(2009年10月)の平均値を用いた。

<sup>17</sup> 厚生労働省職業安定局雇用政策課より入手した。本資料は暦年のデータであるため、年度データと読み替えて使用した。それに合わせて完全失業率も暦年のデータでもって、年度データとしている。

労働力人口 = 将来推計人口 × 労働力率

**【完全失業率】**

2003年度は暦年の実績値を用いた。2009年度以降は、経済前提が一定となることから1984年から2003年までの平均値を用いた。2004年度から2008年度までは、それら2003年度と2009年度の間を線形で補完した。

**【就業者数】**

就業者数 = 労働力人口 × ( 1 - 完全失業率 )

**【第2号被保険者数】**

第2号被保険者数 = 労働力人口 × 労働力人口に占める第2号被保険者の割合

**【第2号被保険者ではない就業者数】**

第2号被保険者ではない就業者数 = 就業者数 - 第2号被保険者数

**【年齢別・男女別就業形態割合】**

総務省『平成14年就業構造基本調査』と社会保険庁『平成10年公的年金加入状況等調査』を用いて、第2号被保険者ではない就業人口に占める各就業形態の割合を自営業主、家族従業員、専従者、パート・アルバイト労働者別に推計した。

**【自営業主数】**

自営業主数 = 第2号被保険者ではない就業者数 × 自営業主割合

**【家族従業員数】**

家族従業員数 = 第2号被保険者ではない就業者数 × 家族従業員割合

**【専従者数】**

専従者数 = 家族従業員数 × 家族従業員に占める専従者比率

**【パート・アルバイト労働者数】**

パート・アルバイト労働者数 = 第2号被保険者ではない就業者数  
× パート・アルバイト割合

**【第2号被保険者数ではない被用者数】**

第2号被保険者数ではない被用者数

= 第 2 号被保険者ではない就業者 - 自営業主数 - 家族従業員数  
- パート・アルバイト労働者数

#### 【2003 年以降の 70 歳以上の高齢者の就業形態別就業者数】

各世代の 69 歳時での各就業形態別の就業人口に対する割合を固定し、各世代の就業者数に掛けることによって推計した（2002 年度までは実績値）。

#### 4.3.2. 就業形態別の所得等の将来推計

所得等比例年金の保険料収入を推計するためには、就業形態別の将来の所得等の推計が必要となる。そこで、まず男女別・年齢階級別に 2002 年度の所得等をそれぞれ推計し、それらを賃金上昇率にあわせて将来に延ばすことにより、将来の所得等の推計を行った。就業形態別の 2002 年度の所得等は以下のように推計した。

##### 【自営業主】

自営業主の所得には、国税庁『平成 14 年 申告所得税の実態』の「第 2 表 所得種別表」の「営業等所得」と「農業所得」を用いた。『申告所得税の実態』には、所得分布はあるが、男女別・年齢階級別のデータはない<sup>18</sup>。そこで、自営業主の所得は全ての年齢階級・男女で同じであると仮定することとした。そして、「第 2 表 所得種別表」から得られる所得分布を用いて、厚生年金の標準報酬の上限以上の所得を除いたうえ、全所得階級の平均をとることによって、自営業主全体の保険料が賦課される所得とする。この保険料賦課ベースは、次のように計算を行った。

厚生年金の標準報酬の上限以上の所得階級は標準報酬額の上限を保険料が賦課される所得とする。

標準報酬の上限以下の所得階級は、その所得階級の一人あたり所得を保険料が賦課される所得とする。

上記のように設定した保険料が賦課される所得と、「営業等所得」と「農業所得」を合わせた所得分布を用いて全体の平均を得る。

##### 【専従者】

専従者の所得についても全ての年齢階級・男女で同じであると仮定し、『平成 14 年 申告所得税の実態』の「第 6 表 専従者表」の「専従者所得」を用いて、自営業主と同様の方法で専従者全体の保険料賦課ベースを求めた。

<sup>18</sup> 後述するように、所得等比例年金の給付は保険料納付実績に応じて計算されるため、男女別・年齢階級別の所得データがないと、その年金給付の推計を正確に行うことができない。

#### 【パート・アルバイト労働者】

パート・アルバイト労働者の報酬は、『賃金センサス（平成 14 年）』の「第 13 表 パートタイム労働者の年齢階級別 1 時間当たり所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」の「産業計」のデータより、男女別・年齢階級別の年収を次のように推計した。

$$\text{パート・アルバイト労働者の年収} = \text{「実労働日数」} \times \text{「一日当たり所定内実労働時間数」} \\ \times \text{「1 時間当たり所定内給与額」} \times 12 \text{ ヶ月} + \text{「年間賞与その他特別給与額」}$$

#### 【第 2 号被保険者ではない被用者】

第 2 号被保険者ではない被用者の報酬については、社会保険庁『平成 10 年 公的年金加入状況等調査』にある「その他の非加入者」で「雇用者」であるものを第 2 号被保険者ではない被用者と考え、次のように推計を行った。

「表 7 世帯の所得額階級別公的年金加入状況」から、厚生年金の標準報酬の上限以上の所得を標準報酬に含めないようにした上で、各加入状況別の標準報酬額の第 2 号被保険者に対する比率（全就業形態の平均）を求める。

「表 5 年齢階級別・就業形態別公的年金加入状況（続 3）」より年齢階級・就業形態別の加入割合<sup>19</sup>が判明する。で求めた各加入状況別の標準報酬額の第 2 号被保険者に対する比率を、加入割合で加重平均することで、年齢階級別の「その他の非加入者」で「雇用者」の標準報酬額の第 2 号被保険者の標準報酬額に対する比率を求める。

で求めた、年齢階級別の「その他の非加入者」で「雇用者」の標準報酬額の第 2 号被保険者の標準報酬額に対する比率を、川瀬他（2005）で推計した第 2 号被保険者の標準報酬額に掛けることによって、最終的に第 2 号被保険者ではない被用者の標準報酬額を求めた。

また、現制度で保険料を払っていない 70 歳以上の被用者の標準報酬額については、必要なデータが得られないため、69 歳の平均標準報酬と同じであると仮定し、川瀬他（2005）で推計した 69 歳の第 2 号被保険者の平均標準報酬を用いた。

#### 4.3.3. 所得等比例年金会計の計算方法

所得等比例年金は 2009 年度より導入され、2010 年度より所得等比例年金の保険料納付に応じた年金給付が開始される。所得等比例年金の保険料は、図 3 のように、所得等比例年金会計に納付される。

2008 年度以前に旧制度の被用者年金へ納付した保険料に対応する給付については、それぞれ旧制度から給付されることになる。たとえば 1979 年生まれの人は 2009 年度時点で 30 歳に達しており、20 歳で被保険者になったとすれば、すでに 10 年間は保険料を払っている。

<sup>19</sup> 加入者（第 1 号被保険者、第 2 号被保険者、第 3 号被保険者）、非加入者（第 1 号未加入者、第 3 号未届者、その他の非加入者）別の加入割合がわかる。

しかし、2009年度より新制度に移行するため、30歳から65歳までの35年間は新制度に対して保険料を支払うことになる。この場合、10年分は旧制度から年金給付を受け、35年分は新制度から給付を受けることになる。生年別の新制度と旧制度から支給される割合（新制度加入率と旧制度加入率）は表2のとおりである。

所得等比例年金の給付水準は、旧制度であれば第2号被保険者であった者（旧第2号被保険者）については、2004年改正における被用者年金の報酬比例部分（2階部分）と同じ水準となるように設定する。旧第2号被保険者以外の自営業主などの所得等比例年金に新規に加入する者については、旧第2号被保険者と同じ保険料を納めた者は同じ給付が受けられる制度とする。具体的な計算方法は以下のとおりである。

#### 【所得等比例年金（新制度）の給付】

旧第2号被保険者の所得等比例年金の給付額

$$= 2004 \text{ 年改正後の第 2 号被保険者の給付額} \times \text{新制度加入率}$$

旧第2号被保険者以外の所得等比例年金の給付額

$$= \text{コーホート毎の 2004 年改正後の第 2 号被保険者の給付額} \times \text{新制度加入率} \times (\text{コーホート毎の旧第 2 号被保険者以外の 2009 年度以降の保険料納付総額} / \text{コーホート毎の旧第 2 号被保険者の 2009 年度以降の保険料納付総額})$$

所得等比例年金の給付総額 = 旧第2号被保険者の所得等比例年金の給付額

$$+ \text{旧第 2 号被保険者以外の所得等比例年金の給付額}$$

他に所得等比例年金の支出項目として、旧制度分の被用者年金の給付がある。この給付額の算定方法は以下のとおりである。

#### 【旧制度の被用者年金の給付額】

$$\text{旧制度被用者年金給付額} = 2004 \text{ 年改正後の第 2 号被保険者の給付額} \times \text{旧制度加入率}$$

以上のようにして計算した保険料総額と所得等比例年金の給付総額、旧被用者年金分の給付総額の差額から積立金が形成される。そして、所得等比例年金の保険料率は、所得等比例年金の積立度合が2100年度に1になるように、2010年度から2017年度までの毎年の保険料率の上昇幅を計算する（2009年度の保険料率は基礎年金を一元化した場合の被用者年金の保険料率と同じ）。

#### 4.4. 最低保障年金の消費税の計算方法

ケース では、基礎年金を全額税方式に改め、保険料でまかなっていた財源を消費税率に振り替えることになる。必要な消費税率を求めるには、まず、消費税1%あたりの税収額（国税分）を求める必要がある。消費税1%あたりの税収は、2004年度予算における消費

税収 9 兆 5630 億円<sup>20</sup>を 4 (消費税の国税分の税率) で割ることで 2 兆 3908 億円と求めた。2005 年度以降の 1% 当たりの消費税収については、名目 GDP 成長率に対する税収弾性値を 1 とし延ばしていくことにより求めた。

必要消費税率は、ケース での 2009 年度以降の基礎年金の保険料総額がまかなえるように、次のように計算される。

#### 【基礎年金保険料に相当する消費税率】

消費税率 = 一元化後の基礎年金の保険料総額 / 1% 当たりの消費税収

消費税率を引き上げた場合の消費者物価指数へ与える影響は次のように計算を行った。

経済企画庁物価局『物価レポート 97』を参考に、1997 年の消費税率引き上げ時(3% 5%) における物価上昇率の押し上げ効果を 1.6% と仮定し<sup>21</sup>、その 1.6% と消費税率の引き上げを 100% 物価に転嫁していた場合の物価上昇率の理論値 1.94% (= (1.05/1.03) - 1) との比をとって、転嫁率(82.4%) を得る。

消費税引き上げを 100% 物価に転嫁すると仮定した場合の物価上昇率(理論値)に、得た転嫁率を乗じて消費者物価指数の上昇率を計算する。

#### 【消費税率の変更が消費者物価指数に与える影響】

消費者物価指数の上昇率

= ((1.05 + (基礎年金保険料に相当する消費税率/100)) / 1.05) × 転嫁率(82.4%)

## 5. シミュレーション結果

本稿で提示した一元化のケースのシミュレーション結果を、保険料の水準と国民負担に与える影響から見ていく。

< 図 4 厚生年金及び所得等比例年金の保険料率の推移 挿入 >

< 図 5 国民年金、基礎年金保険料及び(年金目的)消費税の税率の推移 挿入 >

### 5.1. 保険料

図 4 は厚生年金及び所得等比例年金の保険料率の推移を示したものであり、図 5 は国民年金と基礎年金の保険料月額、そして最低保障年金に必要な(年金目的)消費税率の推移を示したものである。

<sup>20</sup> 財務省『平成 16 年度 租税及び印紙収入予算の説明』より。

<sup>21</sup> 経済企画庁物価局『物価レポート 97』の中の、消費者物価指数による分析の 1.5% と物価モニター調査結果の 1.7% の間をとった。

ケース は、2009 年度に基礎年金を一元化し、全被保険者から基礎年金保険料を徴収するとともに厚生年金などから基礎年金への拠出金を廃止するケースである。本稿では 2004 年年金改正と比較が可能なように、2009 年度に一度に保険料を削減して、2017 年度まで段階的に保険料を引き上げていくと想定した。

このことにより、2009 年度に厚生年金保険料率は 15.35% から 11.49% へと約 3.86% 低下する（図 4）。この低下分は厚生年金からの拠出分の保険料率とみなすことができる。そして、2017 年度まで毎年 0.206% ずつ引き上げ、最終的に 13.137% になる。2004 年改正の最終保険料率（18.3%）に比べて 5.163% 低くなっている。

一方、国民年金保険料に変わり、新たに全被保険者から徴収される基礎年金保険料の月額額は図 5 に示すような推移を示す。2009 年度の基礎年金保険料月額は、2004 年改正での国民年金保険料月額と同じ水準 14,700 円とし、2009 年度以降、毎年 337 円（平成 16 年度価格：以下同じ）引き上げられて 2017 年度以降は 17,395 円となる。2004 年改正の国民年金の最終保険料月額と比べて、基礎年金保険料月額は 2017 年度で 495 円高くなることになる。これは、拠出金制度がなくなることにより、一部の第 2 号被保険者が実質的に基礎年金給付分を多く負担していた分がなくなり、全ての被保険者が広く負担するようになるためである。

ケース は、基礎年金の一元化に加えて自営業主などを含め国民全体に所得等比例年金を 2009 年度に導入するケースである。このケース では、基礎年金の制度はケース と同じ制度であるため、基礎年金保険料月額は 17,395 円となる。一方、所得等比例年金の保険料率は 2009 年度に 11.49% になるものの、2017 年度まで毎年 0.312% 引き上げ、2017 年度以降は 13.987% となる。つまり、厚生年金に加入していた者は、ケース と比べて保険料率にして 0.85% 程度負担が重くなる。

これは以下の理由による。2004 年改正では厚生年金などは現在保有している積立金を積立度合が 2100 年度に 1 になるまで徐々に取り崩す。一方、所得等比例年金を導入した場合は、新しく所得等比例年金に加入した者について給付のために取り崩せる積立金を 2009 年度時点では持っていないため、将来の給付に備えて徐々に積立金を形成していく必要がある。その積立金形成のための費用を国民全体で負担することになるため、厚生年金の加入者はケース より負担が大きくなる。

ケース は、ケース の基礎年金保険料を 2009 年度に廃止して最低保障年金を導入し、基礎年金保険料収入分を全額消費税によってまかなうケースである。このとき必要な消費税の増税幅は 2009 年度において 4.15% ポイントである。その後、基礎年金保険料月額が 2017 年度まで上昇するにしたがって、必要増税幅も上がり、2017 年度には 4.75% ポイントとなる。それ以降は、多少の変動はあるものの、概ね 4% ポイント台後半の増税幅が必要となる。また所得等比例年金の保険料率は、消費税増税による物価スライド率の上昇に対応するため、ケース に比べて若干上昇し、2017 年度以降は 14.095% となる。

## < 図 6 潜在的国民負担率の見通し 挿入 >

### 5.2. 国民負担

本節では、年金制度の一元化が経済全体にどのような負担を与えるのかを、潜在的国民負担率を用いて評価する。図 6 は、潜在的国民負担率の見通しを示したものである。財政部門などの他制度の前提は川瀬他（2005）と同じであり、年金制度の変更によるネットの効果を見ていることになる。

ケース Ⅰ では、2004 年年金改正と社会保障負担率はほぼ同じで、2015 年度は 16.6%、2030 年度は 19.0%となっている。租税負担率と財政赤字対国民所得比を加えた潜在的国民負担率も 2015 年度は 54.7%、2030 年度は 64.4%になっており、これも 2004 年年金改正の場合とほぼ同じ水準となっている。このように、拠出金制度を廃止し全被保険者に定額の基礎年金保険料の負担を求める形で基礎年金を完全に一元化することは、一階部分と二階部分の保険料の内訳を明確化し、基礎年金の給付の負担の構成を変えるもので、経済全体の負担率を変えるものではない。

ケース Ⅱ では、社会保障負担率が 2015 年度で 18.6%（ケース Ⅰ より 2.0%増）、2030 年度で 21.2%（ケース Ⅰ より 2.2%増）と増加している。その結果、潜在的国民負担率も 2015 年度は 56.7%（ケース Ⅰ より 2.0%増）、2030 年度は 66.6%（ケース Ⅰ より 2.2%増）と同様に増加している。これは、自営業主などにも、現行の被用者年金と同じ水準の給付を受けられる、所得等比例年金への加入を義務付け保険料負担を求めたため、自営業主などにも所得に比例する年金制度を新たに導入することは、経済全体の負担率を上げることとなる。

ケース Ⅲ では、ケース Ⅱ での基礎年金保険料を完全に消費税（概ね 4%代後半の税率増）で代替させる形となるので、基本的には社会保障負担率が租税負担率に入れ替わる。しかし、潜在的国民負担率は 2015 年度で 56.8%（ケース Ⅰ より 0.1%増）、2030 年度で 66.7%（ケース Ⅰ より 0.1%増）とわずかに増加する。これは、消費税増税によって物価が上昇し、さらに物価スライドによって年金給付も増加するため、所得等比例年金の保険料率を引き上げる必要が生じるためである。

## 6. おわりに

本稿では、年金制度の一元化によって年金保険料の水準と国民負担にどのような影響を与えるのかについて、シミュレーション分析により明らかにした。

結果をまとめると次のようになる。基礎年金制度を一元化すること（ケース Ⅰ）は、基礎年金（1 階部分）の負担と報酬比例部分（2 階部分）の負担とを明確化し、負担の構成を変えたものであるため、経済全体の負担は、潜在的国民負担率で見ると 2015 年度は 54.7%、2030 年度は 64.4%になり、2004 年年金改正の場合とほぼ同じ水準となる。そして、厚生年金の最終保険料率は、基礎年金への拠出金負担がなくなるため、2004 年改正のもとでの

18.3%から13.137%に下げられる。そして、新たに全被保険者が負担する基礎年金の最終保険料月額17,395円(平成16年価格)となり2004年改正の国民年金の最終保険料月額16,900円より495円上がることが明らかとなった。これは、拠出金制度の廃止により、一部の第2号被保険者が実質的に基礎年金給付分を多く負担していた分を、全ての被保険者が広く負担するためである。

基礎年金の一元化に加えて、国民全員に現行の2階部分と同水準の給付を行う所得等に比例する年金制度を導入すること(ケース )は、自営業主などに新たな保険料負担を求めため経済全体の負担を上げることになる。潜在的国民負担率でみると、2015年度は56.7%(ケース より2.0%増)、2030年度は66.6%(同2.2%増)となる。このときの所得等比例年金の最終保険料率は13.987%となる。これはケース より、0.85%高い保険料率となっているが、新たに所得等比例年金に加入した人達の将来の給付をまかなうための積立金を準備する必要があるためである。

また、国民全体に所得等比例年金を導入し、消費税増税(4%台後半の税率増)による金額税方式の最低保障年金に移行すること(ケース )は、経済全体の負担をケース と比べて若干引き上げることになり、潜在的国民負担率で見ると2015年度は56.8%(ケース より0.1%増)、2030年度は66.7%(同0.1%増)となる。これは、所得等比例年金の最終保険料率が、消費税増税分の物価スライドによる給付増をまかなうため、ケース より若干高く14.095%となっているためである。

最後に、本稿で残された課題について言及し、本稿のまとめとしたい。第一に、自営業主・専従者の所得について、全年齢階級の平均値を用いていることがあげられる。このことにより、若年の自営業主などの所得については過大に推計し、中高年の自営業主などについては過小に推計している可能性が高い。その結果、所得等比例年金の給付は、所得等に比例した保険料納付に対応しているため、所得等比例年金導入年度と想定している2009年度時に中高年の自営業主の所得等比例年金の給付額を過小に推計している可能性があり、保険料についても過小に推計されているおそれがある。この問題に対応するためには、自営業主・専従者について年齢階級別の所得にデータを用いることが求められる。

第二に、個人の就業形態については一度、ある職業に就くとその職業を生涯続けると仮定しており、ライフサイクルを通じての就業形態の変化を考慮していない点が上げられる。今後、日本の労働市場の流動化が進むと予測される中、個人のライフサイクルを通じての就業形態の変化を予測した上で、年金財政の予測を行うことは重要となろう。

以上の点は、今後の研究課題としたい。

## 参考文献

- 赤林英夫(2003)「社会保障・税制と既婚女性の労働供給」国立社会保障・人口問題研究所編『選択の時代の社会保障』東京大学出版会, pp.113-133.
- 麻生良文(2005)「公的年金改革：積立方式への移行」野口悠紀雄編『公共政策の新たな展

- 開』第6章, 東京大学出版会, pp.161-185.
- 跡田直澄・川瀬晃弘・北浦義朗・木村真 (2005)「年金一元化と保険料賦課ベース」『大阪大学経済学』 Vol.54, No.4, pp.58-70.
- 安部由起子・大竹文雄 (1995)「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給行動」『季刊社会保障研究』 Vol.31, No.2, pp.120-134.
- 伊藤健宏 (2002)「年金制度の賦課方式から積立方式への移行について：経済厚生ならびに教育水準への影響」『季刊社会保障研究』 Vol.38, No.3, pp.245-253.
- 小塩隆士 (1999)「年金民営化の経済厚生分析」『日本経済研究』 No.39, pp.1-20.
- 川瀬晃弘・北浦義朗・木村真 (2004)「2004 年年金改革と国民負担」『国際税制研究』 No.13, pp.154-164.
- 川瀬晃弘・北浦義朗・木村真・前川聡子 (2005)「2004 年年金改革のシミュレーション分析」HIA Discussion Paper, No.10 (法政大学大学院エイジング総合研究所).
- 関西社会経済研究所 (2004)「平成 16 年年金改正と年金制度の一元化に向けて」年金改革の影響の研究会研究成果報告.
- 駒村康平編 (2005)『年金改革：安心・信頼のできる年金制度改革』(財)社会経済生産性本部・生産性労働センター.
- 八田達夫・小口登良 (1999)『年金改革論：積立方式へ移行せよ』日本経済新聞社.
- 山本克也 (2003)「財政収支から見た短時間労働者の厚生年金保険適用拡大の効果」『季刊社会保障研究』 Vol.39, No.3, pp.238-250.
- Okamoto, A. and T. Tachibanaki (2002) Integration of Tax and Social Security System: On the Financing Methods of Public Pension Scheme in Pay-as-You-Go System, in T. Ihori and T. Tachibanaki (eds.) *Social Security Reform in Advanced Countries*, London: Routledge, pp.132-160.

	現行制度 (2004年改正)	ケース 基礎一元化	ケース 基礎・所得比例一元化	ケース 最低保障年金・所得比例一元化
負担				
自営業主	16,900円/月	17,395円/月	17,395円/月 + 13.99%	14.10%
被用者	18.30% (本人: 9.15%) (事業主: 9.15%)	17,395円/月 + 13.14% (本人: 6.57%) (事業主: 6.57%)	17,395円/月 + 13.99% (本人: 7.00%) (事業主: 7.00%)	14.10% (本人: 7.05%) (事業主: 7.05%)
専業主婦	保険料負担なし	17,395円/月	17,395円/月	
国庫負担	1/2	1/2	1/2	年金目的消費税 4.75% + 1/2
給付				

(注) 保険料率などは2017年度の値である。

図1 現行の年金制度と年金一元化のイメージ

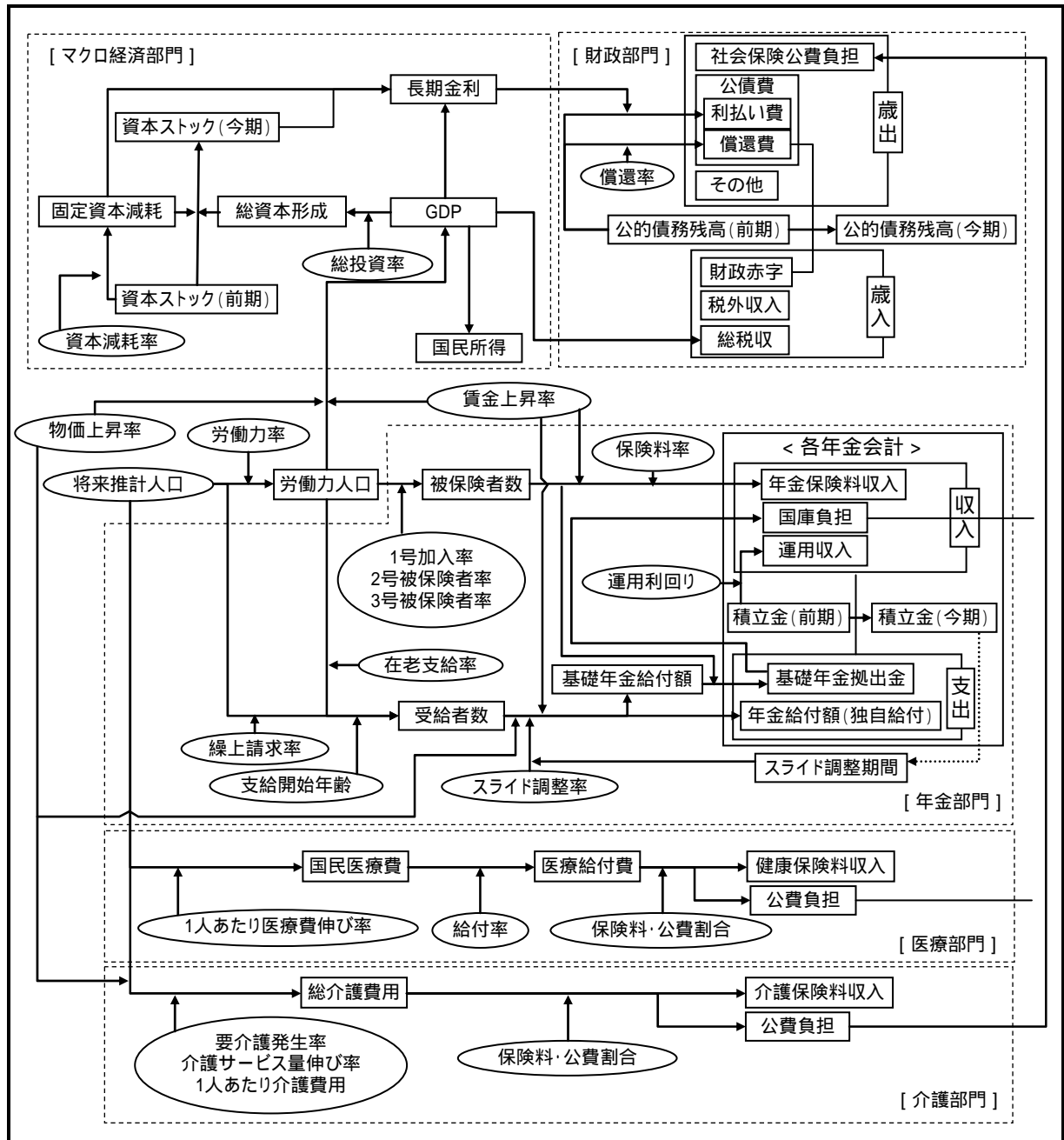


図2 シミュレーションモデルの概要図

表1 シミュレーションの基本設定

	<b>前提</b>
(1) 経済前提	2001～2002年度：実績値。 2003～2008年度：「改革と展望-2003年度改定-」および「平成16年財政再計算」に準拠。 2009年度以降：賃金上昇率、物価上昇率、運用利回りについては「平成16年財政再計算」に準拠。 実質GDP成長率と実質長期金利は、社会保障審議会年金資金運用分科会第23回資料の設定方法（H15.8.27）に準拠し、モデル内で決定。
(2) 人口推計	国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』（平成14年1月推計）の中位推計。
(3) 年金	平成16年財政再計算。
(4) 医療	1人あたり医療費伸び率：一般医療費（0～69歳） 2.1%（平成7～11年度実績平均） 老人医療費（70歳以上） 3.2%（平成7～11年度実績平均）
(5) 介護	要介護者1人あたりの介護サービス需要量伸び率： ～2002年度 10% 2003～2025年度 2% 2026年度以降 1%
(6) 財政部門	税金・税外収入：名目GDP成長率×弾性値1.1 償還率：3.0%（2000年度実績） その他の歳出（社会保険公費負担・公債費を除く歳出）：2000年度以降名目GDP率と同率で推移

図3 年金会計のイメージ図

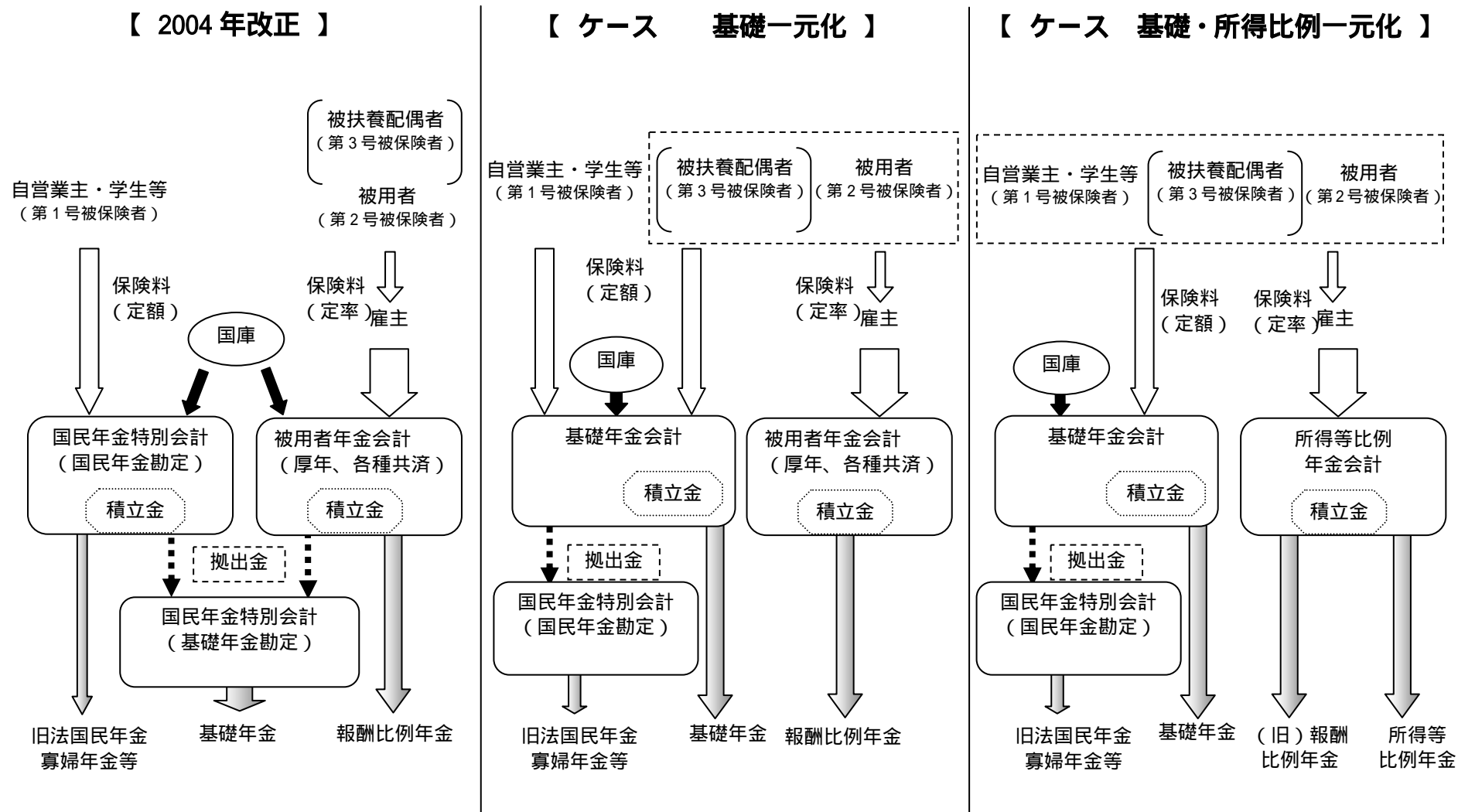


図3 年金会計のイメージ図(つづき)

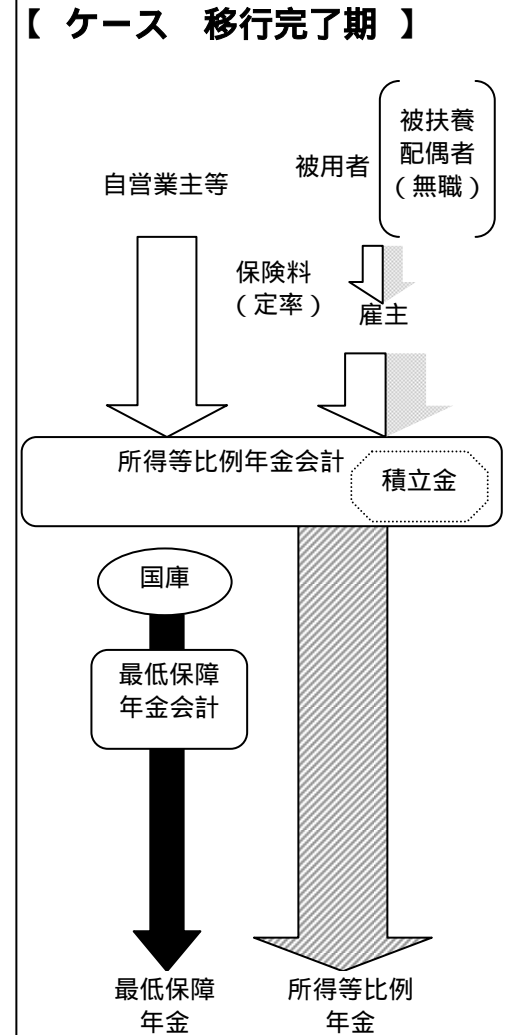
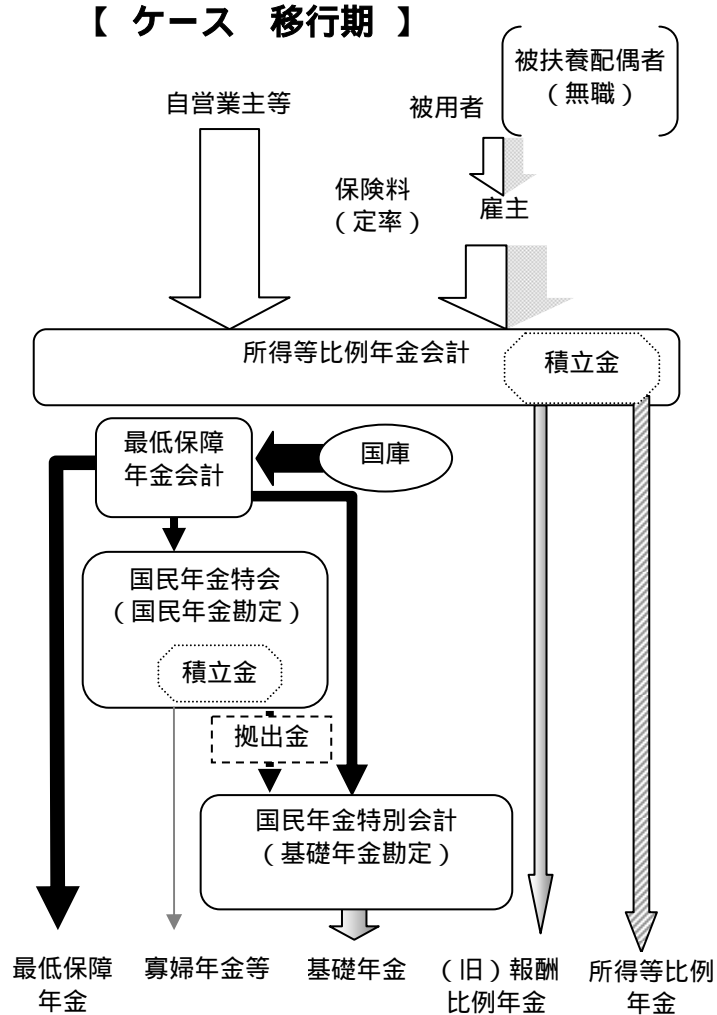
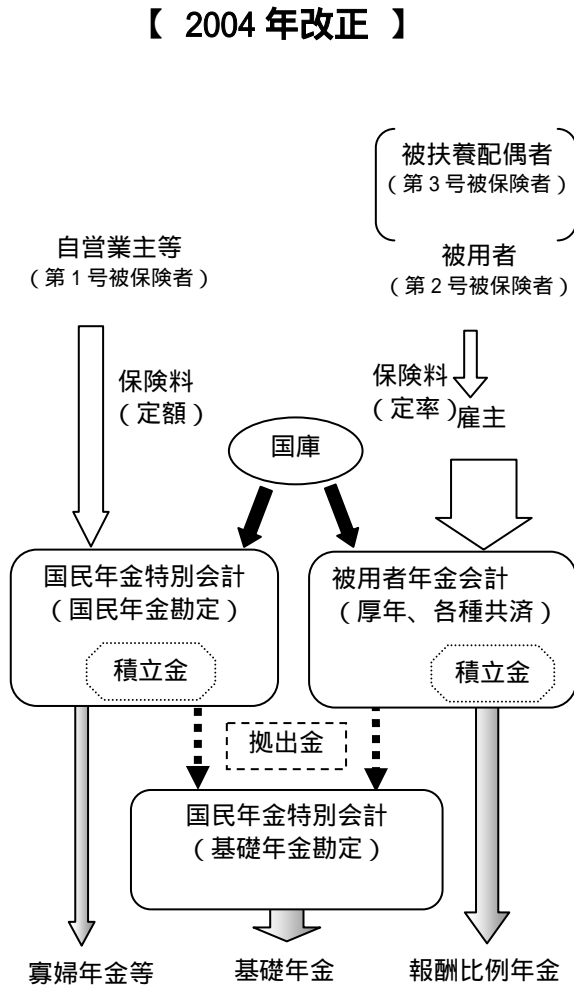


表2 新年金制度の加入割合

	最低保障年金		所得等比例年金	
	旧制度加入割合	新制度加入割合	旧制度加入割合	新制度加入割合
1944年生まれ以前	1	0	1	0
1945年生まれ	1	0	1	1/45
1946年生まれ	1	0	1	2/45
1947年生まれ	1	0	1	3/45
1948年生まれ	1	0	1	4/45
1949年生まれ	1	0	1	5/45
1950年生まれ	39/40	1/40	39/40	6/45
1951年生まれ	38/40	2/40	38/40	7/45
1952年生まれ	37/40	3/40	37/40	8/45
1953年生まれ	36/40	4/40	36/40	9/45
1954年生まれ	35/40	5/40	35/40	10/45
1955年生まれ	34/40	6/40	34/40	11/45
1956年生まれ	33/40	7/40	33/40	12/45
1957年生まれ	32/40	8/40	32/40	13/45
1958年生まれ	31/40	9/40	31/40	14/45
1959年生まれ	30/40	10/40	30/40	15/45
1960年生まれ	29/40	11/40	29/40	16/45
1961年生まれ	28/40	12/40	28/40	17/45
1962年生まれ	27/40	13/40	27/40	18/45
1963年生まれ	26/40	14/40	26/40	19/45
1964年生まれ	25/40	15/40	25/40	20/45
1965年生まれ	24/40	16/40	24/40	21/45
1966年生まれ	23/40	17/40	23/40	22/45
1967年生まれ	22/40	18/40	22/40	23/45
1968年生まれ	21/40	19/40	21/40	24/45
1969年生まれ	20/40	20/40	20/40	25/45
1970年生まれ	19/40	21/40	19/40	26/45
1971年生まれ	18/40	22/40	18/40	27/45
1972年生まれ	17/40	23/40	17/40	28/45
1973年生まれ	16/40	24/40	16/40	29/45
1974年生まれ	15/40	25/40	15/40	30/45
1975年生まれ	14/40	26/40	14/40	31/45
1976年生まれ	13/40	27/40	13/40	32/45
1977年生まれ	12/40	28/40	12/40	33/45
1978年生まれ	11/40	29/40	11/40	34/45
1979年生まれ	10/40	30/40	10/40	35/45
1980年生まれ	9/40	31/40	9/40	36/45
1981年生まれ	8/40	32/40	8/40	37/45
1982年生まれ	7/40	33/40	7/40	38/45
1983年生まれ	6/40	34/40	6/40	39/45
1984年生まれ	5/40	35/40	5/40	40/45
1985年生まれ	4/40	36/40	4/40	41/45
1986年生まれ	3/40	37/40	3/40	42/45
1987年生まれ	2/40	38/40	2/40	43/45
1988年生まれ	1/40	39/40	1/40	44/45
1989年生まれ以降	0	1	0	1

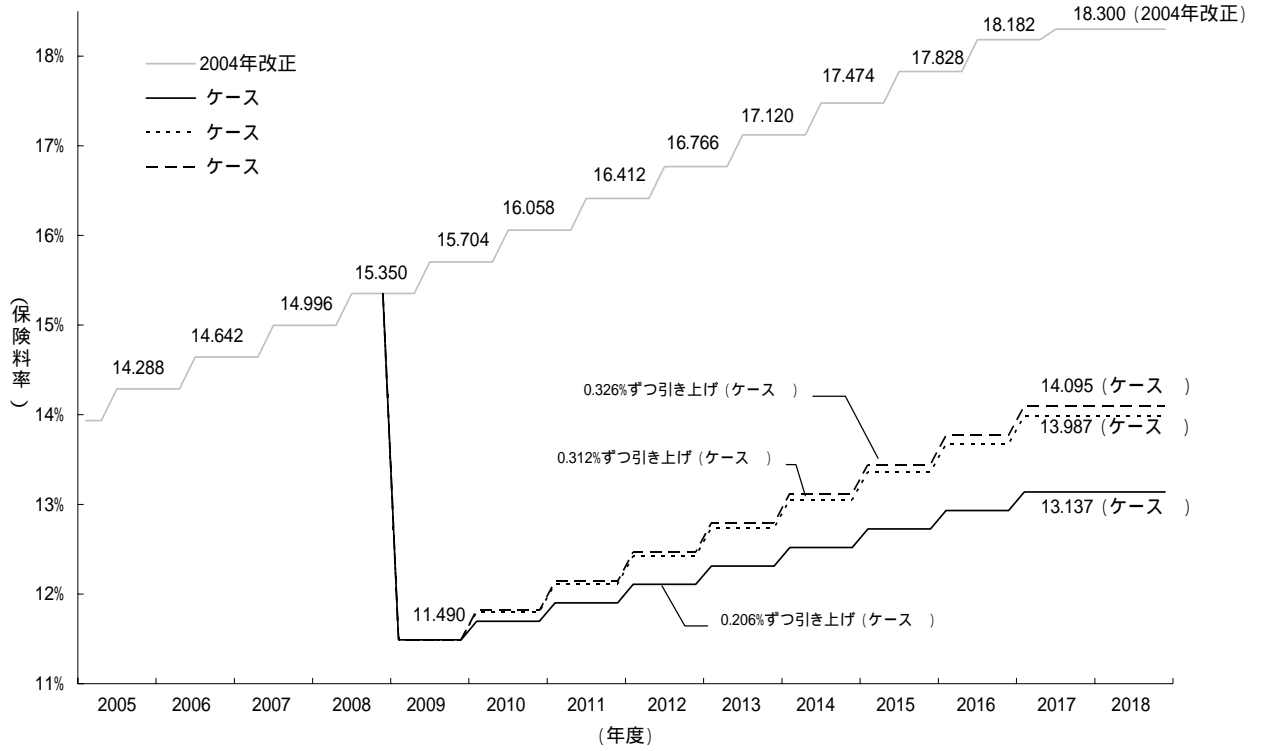


図4 厚生年金及び所得等比例年金の保険料率の推移

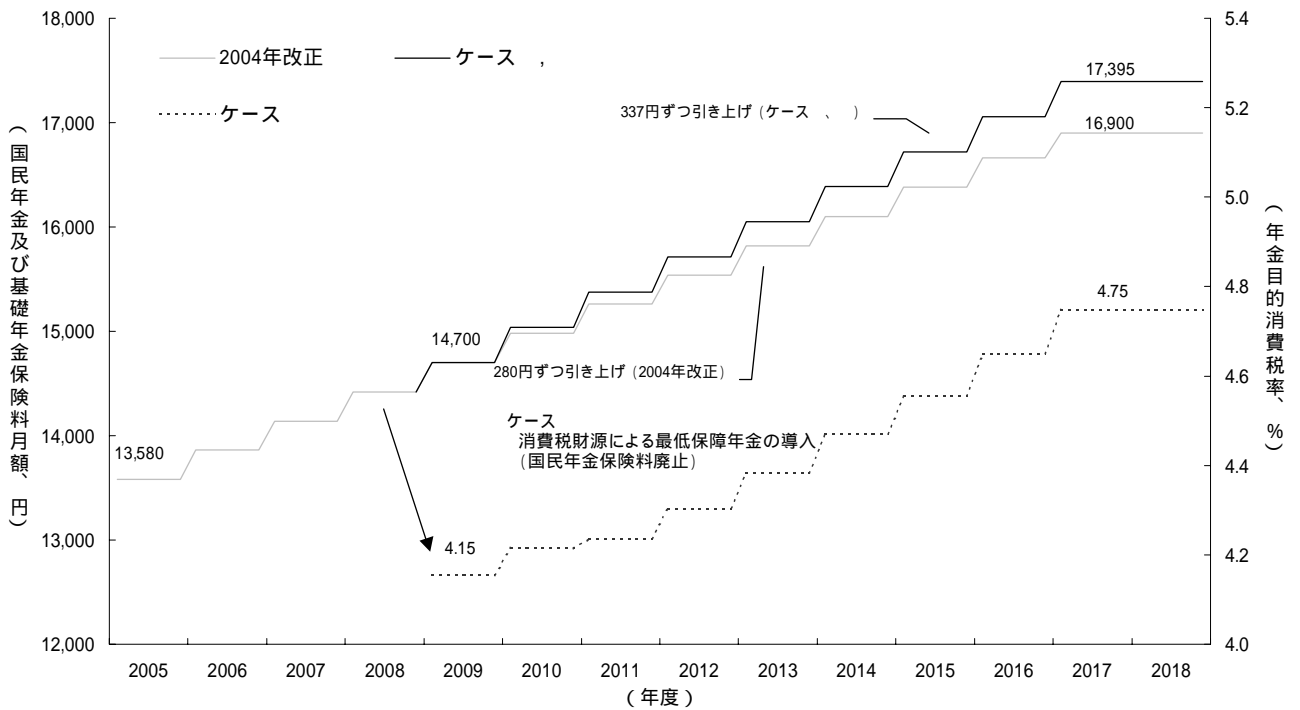


図5 国民年金、基礎年金保険料及び(年金目的)消費税の税率の推移

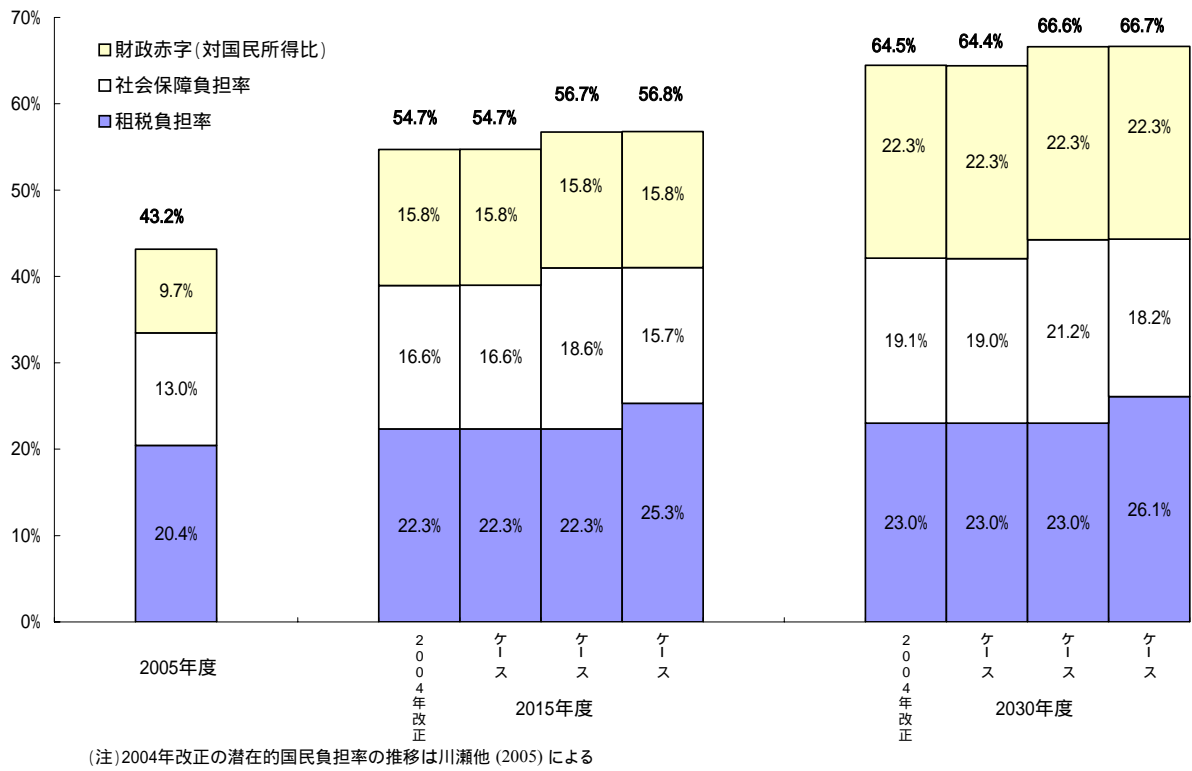


図6 潜在的国民負担率の見通し